

— QUICPay 會員規定 —

QUICPay 會員規定

第1条（目的等）

1. 本規定は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という）の内容、利用方法、ならびに第2条第1項(2)で定める指定本人会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員と当社との間の契約関係等について定めるものです。
2. 本規定は、第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員の本決済システム利用について第2条第1項(2)に定める指定本人会員および第2条第1項(4)に定めるQUICPay会員に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、本項(3)に定める親カードの会員規約（以下「会員規約」という）におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を搭載した所定の非接触式ICカードをいいます。
- (2) 「指定本人会員」とは、会員規約に定める本人会員のうち、本規定を承認のうえ、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。
- (3) 「親カード」とは、指定本人会員が会員規約に定める本人会員として自己に貸与されている当社所定のクレジットカードのうち、指定本人会員が本決済システム利用代金の支払方法としてあらかじめ指定するクレジットカードをいいます。
- (4) 「QUICPay会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。
 - ① 指定本人会員のうち、本カードの貸与を希望し、当社がこれを承認した方
 - ② 指定本人会員にかかる会員規約に基づく家族会員または指定本人会員の家族のうち、本規定を承認のうえ指定本人会員の同意および指定本人会員が当該家族が第24条第1項各号に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第2項各号に該当する行為を行わないことを確約のうえ本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方（以下「QUICPay家族会員」という）
- (5) 「QUICPay加盟店」とは、所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (6) 「QUICPay専用端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay加盟店に設置された専用端末をいいます。
- (7) 「QUICPayID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay会員に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。

第3条（本カードの発行および貸与）

1. 指定本人会員およびQUICPay会員となろうとするもの（以下「QUICPay入会申込者」という）は、当社所定の『QUICPay入会申込書』に必要事項を記入し、本決済システムの利用を申し込むものとします。（以下「本入会申し込み」という）なお、当社指定のクレジットカードの申込を行う場合、本カードも同時に申し込むものとします。
2. 当社は、QUICPay入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行する本カードを貸与します。なお、当社は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。
 - (1) 本入会申し込みに際し、虚偽の事実を記入し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付した場合。
 - (2) 本入会申し込みに際し、あらかじめ指定した親カードが無効である場合。
3. 指定本人会員およびQUICPay会員と当社との間の本決済

システム利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をした時に成立します。

4. 本カード上には、QUICPay会員名、QUICPayIDおよび有効期限等（以下「本カード情報」という）が表示されます。本カードは、その貸与を受けたQUICPay会員本人以外、使用できません。
5. QUICPay会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、QUICPay会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
6. QUICPay会員は、自己に貸与された本カードに搭載されたICチップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
7. QUICPay会員が前三項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、当社は、当該第三者による利用をQUICPay会員本人による利用とみなします。

第4条（QUICPay家族会員等）

1. 指定本人会員は、本規定を承認の上、QUICPay入会申込者のうちQUICPay家族会員になろうとする者の本入会申し込みの際にそれらの者が本決済サービスを利用することにつき同意することにより、当該QUICPay家族会員に対し、自己に代わって本決済システムを利用する一切の権限（以下「本代理権」という）を授与するものとします。
2. 指定本人会員は、前項に定める代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、当社所定の方法により、QUICPay家族会員による本決済システムの利用の中止を申し出るものとします。指定本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第5条（有効期限、更新）

1. 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPay会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQUICPay会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。

第6条（カード発行手数料）

指定本人会員は、本カードが発行または更新された場合にはそれぞれ、本カードにつき、発行または更新された枚数に応じた当社所定の本カード発行手数料（QUICPay家族会員の分も含みます）を、親カードで支払うものとします。

第7条（届出事項の変更等）

1. 指定本人会員およびQUICPay会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号等もしくは親カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために当社から当社所定の手段により送付する通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. QUICPay会員に対する通知書その他の送付書類は、指定本人会員の届出住所宛に発送するものとします。

第8条（本カードの再発行）

当社は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由によりQUICPay会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、本カードを再発行します。この場合、指定本人会員は、再発行された本カードにつき、当社所定の本カード再発行手数料

(QUICPAY家族会員の分も含みます)を親カードで支払うものとします。

第9条(本カード利用方法)

1. QUICPAY会員は、QUICPAY加盟店において本カードを提示し、QUICPAY専用端末に本カードをかざす等所定の操作を行うことにより、QUICPAY加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること(以下「本カード利用」という)ができます。この際、署名をする必要はありません。
2. 前項にかかわらず、QUICPAY加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し、第10条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、QUICPAY会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
3. QUICPAY会員は、第15条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
 - (1) 本カードの物理的な破損・汚損等により、QUICPAY専用端末において本カードの取扱ができない場合。
 - (2) 親カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
 - (3) その他、当社が、QUICPAY会員による本カード利用を適当でないと判断した場合。

第10条(本カード利用が可能な金額)

1. QUICPAY会員は、親カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、本カードを利用することができます。なお、当該カード利用残高には、親カード利用残高のほか、当該カードを親カードとするQUICPAY会員による本カード利用残高の全てが含まれます。
2. 前項にかかわらず、QUICPAY会員による本カード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。

第11条(債権譲渡の承諾、立替払いの委託)

1. QUICPAY加盟店と加盟店契約を締結している当社以外のクレジットカード会社(以下「他社」という)との契約が債権譲渡契約の場合、指定本人会員は、QUICPAY加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、QUICPAY加盟店が他社に債権譲渡したうえで、当社が他社に立替払いすることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、他社が認めた第三者を経由する場合があります。
2. QUICPAY加盟店と当社、または他社との契約が立替払い契約の場合、指定本人会員は、QUICPAY加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
 - (1) 当社がQUICPAY加盟店に対し立替払いすること。
 - (2) 他社がQUICPAY加盟店に立替払いしたうえで、当社が他社に立替払いすること。
3. 商品の所有権は、当社が立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。

第12条(本カード利用代金の支払区分および支払方法)

1. 本カード利用代金の支払区分は、「1回払い」に限られます。ただし、親カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。
2. 本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は親カードの利用とみなされます。
3. 指定本人会員は、会員規約に定める親カードの利用代金の支払期日および支払方法と同様に、本カード利用代金を支払うものとします。
4. 指定本人会員は、親カードの会員番号、有効期限等が当社によ

り変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

第13条 (QUICPay会員の退会、QUICPay会員資格の喪失等)

1. 指定本人会員およびQUICPay会員は、当社所定の方法により、本規定を解約またはQUICPay会員を退会することができます。なお、指定本人会員にかかる全QUICPay会員が退会した場合には、指定本人会員は当然に本規定を解約されます。
2. 指定本人会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。なお、指定本人会員が本規定を解約された場合、当然にQUICPay会員資格も喪失します。
 - (1) 指定本人会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
 - (2) QUICPay会員の更新カードが発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
3. QUICPay会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、
 - (1)、(2)、(3)、(5)については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(4)については当然に会員資格を喪失します。
 - (1) QUICPay会員が、本規定および会員規約に違反した場合。
 - (2) QUICPay会員による本カードの利用状況が適当でないとして当社が判断した場合。
 - (3) 本カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がない場合。
 - (4) 指定本人会員が第4条第2項に定める方法によりQUICPay家族会員による本カードの利用の中止を申し出た場合。
 - (5) QUICPay会員が第24条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断した場合。
4. QUICPay会員は、前三項のいずれの場合においても、当社の指示に従い、直ちに本カードを返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。
5. QUICPay会員は、当社が第3条または第8条に基づき送付した本カードについて、QUICPay会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

第14条 (本カードの紛失・盗難等)

本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による保険の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。

第15条 (本サービスの一時停止、中止)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、指定本人会員およびQUICPay会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
 - (1) 本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的または緊急に行う場合。
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが困難である場合。
 - (3) その他、当社が本決済システムの運用の一時停止または中止が必要と判断した場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、指定本人会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
3. 前二項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、指定本人会員、QUICPay会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を

負いません。

第16条（適用関係）

本規定に定めのない事項については、全て会員規約を準用するものとします。

第17条（規定の改定）

将来、本規定が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPay会員のいずれかが本カードを利用した場合、当社は、指定本人会員および全てのQUICPay会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第18条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

QUICPay会員、QUICPay入会申込者および指定本人会員（以下併せて「QUICPay会員等」という）は、当社が自己の個人情報（本項（1）に定めるものをいう）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という）を収集、利用すること。

①属性情報

QUICPay会員等が入会申込時および第7条に基づき届け出たQUICPay会員等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、アンケート欄への回答内容等

②契約情報

申込日、入会日、入会店舗、有効期限等の契約内容に関する情報

③取引情報

本カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用QUICPay加盟店の業種区分等の本カード利用の概況に関する情報

④支払情報

本カードに関するQUICPay会員の利用残高

(2) 以下の目的のために、個人情報を利用すること。ただし、QUICPay会員等が本号に記載する個人情報の利用について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

①当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること

②当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため

③提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。トヨタファイナンス <http://www.toyota-finance.co.jp>

(3) 本規定に基づく業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じたうえでQUICPay会員等の個人情報を預託します。

第19条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. QUICPay会員等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示を求める場合には、第21条記載の窓口ご連絡して下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでお知らせしております。

(URL) <http://www.toyota-finance.co.jp/>

2. 前項の場合、QUICPay 会員等は本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。
3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 20 条（個人情報取り扱いに関する不同意）

1. 当社は、QUICPay 会員等が入会の申込に必要な記載事項を記載できない場合、または第 18 条乃至第 22 条に定める個人情報の取り扱いについて承認できない場合は、QUICPay 入会を断ることや、QUICPay 会員の資格喪失手続きをとることがあります。ただし、第 18 条第 1 項 (2) に記載する個人情報の利用について同意しないことを理由に当社が入会を断ることや、会員の資格喪失手続きをとることはありません。
2. QUICPay 会員等が、第 18 条第 1 項 (2) に同意しない場合、当社は当該すべての利用を行わないものとします。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。
3. 前項に該当する場合、当該利用目的に関連して QUICPay 会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、QUICPay 会員等は予め了承します。

第 21 条（個人情報に関するお問合わせ先）

宣伝印刷物の送付等の中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の個人情報に関するお問合わせ先・ご意見は、下記の当社お客様相談室までお願いします。
なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

[対応部署] お客様相談室

[住所等] 〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

[東京] TEL 03-5617-2533

[名古屋] TEL 052-239-2533

第 22 条（契約不成立時および退会・資格喪失後の個人情報）

当社が QUICPay 入会を承認しない場合および第 13 条に定める QUICPay 会員退会または QUICPay 会員資格の喪失後も、第 18 条に定めるところ（ただし、第 18 条第 1 項 (2) に定めるところを除く）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 23 条（一体型カード）

1. 一体型カードの利用にあたっては、前各条について、「本カード」を「一体型カード」と読み替えたうえで、準用するものとします。
2. 一体型カードの利用にあたっては、第 2 条第 1 項 (1)、第 3 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 18 条第 1 項 (1) を以下のとおり読み替え、第 2 条第 1 項 (3)、第 3 条第 2 項 (2)、第 9 条第 3 項 (2)、第 12 条第 2 項を無効とします。また第 6 条、第 8 条および第 13 条は削除したうえで、会員規約を準用するものとします。

①第 2 条第 1 項 (1)

「一体型カード」とは、会員規約に定めるクレジット機能と本決済システムの利用を可能とする機能を搭載した所定のカードをいいます。」

②第 3 条第 1 項

「指定本人会員および QUICPay 会員となろうとするもの（以下「QUICPay 入会申込者」という）」は、当社所定の『QUICPay 入会申込書』に必要事項を記入し、本決済システムの利用を申し込むものとします。

③第10条第1項

「QUICPay会員は、一体型カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、一体型カードを利用することができます。」

④第10条第2項

「前項にかかわらず、QUICPay会員による本決済システムの利用にかかる一体型カード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。」

⑤第12条第1項

「本決済システムの利用にかかる一体型カード利用代金の支払区分は、「1回払い」に限られます。ただし、別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。」

⑥第18条第1項(1)

「本決済システムの利用にかかる一体型カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の個人情報(以下「個人情報」という)を収集、利用すること。」

第24条(確約事項)

1. QUICPay会員は、QUICPay会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

⑥その他上記①～⑤に準ずる者

2. QUICPay会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた要求行為

③本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他上記①～④に準ずる行為

QUICPayモバイル特約

第1条(目的等)

1. 本規定は、当社が別途指定する本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯電話(以下「指定携帯電話」という)を使用する方法による本決済システムの利用方法を定めるものです。

2. 本特約は、第2条に定めるQUICPayモバイル会員の本決済システム利用について第2条に定めるQUICPayモバイル会員および指定本人会員に適用されます。

3. 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、当社所定の会員規約(以下「会員規約」という)およびQUICPay会員規定(以下「本規定」という)におけるのと同様の意味を有します。

第2条(QUICPayモバイル会員)

「QUICPayモバイル会員」とは、本規定に定めるQUICPay会員のうち、本特約を承認の上、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。

第3条(モバイルID・パスワードの発行)

1. 指定本人会員およびQUICPayモバイル会員となろうとする者(以下「QUICPayモバイル入会申込者」という)は、本規定において、指定携帯電話による本決済システムの利用を希望する旨明記して、本決済システムの利用を申し込むものとします。なお、QUICPayモバイル入会申込者は、自己の使用する携帯電話が指定携帯電話ではないために、本決済システム利用ができない場合でも、第10条に定める発行手数料が返

金されないことにつき承諾します。

2. 当社は、QUICPayモバイル入会申込者のうち、審査のうえ承認した方に対し、QUICPayモバイル会員毎に定められたID（以下「モバイルID」という）およびパスワード（以下「パスワード」という）を発行し、当社所定の方法により通知します。なお、モバイルIDおよびパスワードは、当社が通知する所定の期間（以下「会員情報登録期間」という）内に第5条に定める会員情報登録がなされない場合または一度でも同会員情報登録に利用された場合には無効となります。
3. 指定本人会員およびQUICPayモバイル会員と当社との本特約に基づく指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をしたときに成立します。
4. QUICPayモバイル会員に通知された当該モバイルIDおよびパスワードは、当該通知を受けたQUICPayモバイル会員本人以外、使用できません。QUICPayモバイル会員は、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、第三者に使用させてはなりません。
5. QUICPayモバイル会員は、第5条に定める会員情報登録を行う以前に、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを紛失した場合には、直ちに、当社所定の方法によりその旨届け出るものとします。
6. QUICPayモバイル会員が、前二項に違反したことにより、第三者がモバイルIDおよびパスワードを使用して本決済システムを利用した場合、当社は、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人による利用とみなします。

第4条（準備事項）

1. QUICPayモバイル会員は、第5条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負担において、指定携帯電話およびこれに付随して必要となる各種機器の準備、指定携帯電話の利用にかかる携帯電話通信事業者との携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約の締結、およびその他指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
2. QUICPayモバイル会員が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負いません。また、QUICPayモバイル会員と携帯電話通信事業者との間の携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約が理由のいかなを問わず終了した場合には、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第5条（会員情報登録）

1. 当社は、QUICPayモバイル会員に対し、モバイルIDおよびパスワードを通知することにより、QUICPayモバイル会員の指定携帯電話内に装備されたICチップに、QUICPayモバイル会員名、QUICPayIDおよび有効期限等（以下「モバイル会員情報」という）を書き込みまたは読み出すためのアプリケーション（以下「本アプリケーション」という）をダウンロードする等の準備をしたうえで、当該ICチップにモバイル会員情報を格納（以下「会員情報登録」という）する権利を許諾します。
2. QUICPayモバイル会員は、本決済システムの利用のために使用する予定の自己の指定携帯電話から、当社所定の方法により本アプリケーションをダウンロードする等の準備をしたうえで、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワードを入力する等当社所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。

第6条（本モバイル）

1. 前条の手順に従い会員情報登録が完了した当該携帯電話を「本

モバイル」といいます。当該会員情報登録の完了によりQUICPayモバイル会員は、本モバイルを使用する方法により、本決済システムの利用をすることが可能になります。なお、QUICPayモバイル会員に対しては、本規定に定める本カードは発行、貸与されません。

2. QUICPayモバイル会員は、自己に通知されたモバイルIDおよびパスワード同様、本モバイルを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとします。
3. QUICPayモバイル会員は、本モバイルにつき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは、廃棄等一切の処分をする場合には、当社所定の方法により、その旨届け出るものとし、かつ、本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよびモバイル会員情報を事前に削除するものとします。ただし、機種変更または修理の場合に、QUICPayモバイル会員と携帯電話通信事業者との間で別途契約が存在する場合は、この限りでないものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. QUICPayモバイル会員は、本モバイルを紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、直ちに、当社所定の方法によりその旨届け出るものとします。
5. QUICPayモバイル会員は、本モバイル内に装備されたICチップおよび本アプリケーションにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
6. QUICPayモバイル会員が、前四項に違反したことにより、第三者が本モバイルを使用して本決済システムを利用した場合、当社は、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人による利用とみなします。

第7条（本モバイル利用可能な金額）

本モバイルの利用可能な金額は、本規定に定める本カードの利用可能な金額に準じます。なお、親カードについて定められたカード利用可能枠から差し引かれるカード利用残高には、QUICPayモバイル会員による本モバイル利用残高も含まれません。

第8条（有効期限）

1. 本モバイルの有効期限は、当社が指定するものとし、当社所定の方法で通知します。
2. 当社は、本モバイルの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPayモバイル会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQUICPayモバイル会員として承認する方に対し、有効期限を更新し、更新手続きを当社所定の方法で通知します。
3. 前項の場合、QUICPayモバイル会員は、当社所定の方法により更新手続きを行うものとします。

第9条（モバイルIDおよびパスワードの再発行）

1. 当社は、モバイルIDおよびパスワードの紛失もしくは本モバイルの紛失、盗難、破損または汚損等の理由により、QUICPayモバイル会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、モバイルIDおよびパスワードを再発行します。
2. 前項の場合、QUICPayモバイル会員は、新たに発行、通知されたモバイルIDおよびパスワードを使用して、第5条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第10条（モバイルIDおよびパスワードの発行手数料）

指定本人会員は、入会時、有効期限の更新時または再発行時にそれぞれ、本モバイルにつき、当社所定のモバイルIDおよびパスワードの発行手数料（QUICPayモバイル会員のうち、QUICPay家族会員の分を含みます）を親カードで支払うものとします。

第11条（QUICPayモバイル会員退会、QUICPayモバイル会員資格の喪失）

1. 本特約のQUICPayモバイル会員による退会および同会員

の資格の喪失は、本規定の定めるところに準ずるものとし、以下の各号のいずれかに該当する場合も同様とします。

- (1) 本モバイル最終使用日より当社が別途定める期間本決済システムの利用がない場合。
- (2) モバイルIDおよびパスワードを会員情報登録期間内に第5条に定める会員情報登録に使用しない場合。
- (3) 退会および会員資格の喪失をしていないにもかかわらず、QUICPay会員が本モバイル内に記録されている本アプリケーションの削除を行った場合。(第8条および第9条の場合を除く)

2. QUICPayモバイル会員は、前項(3)を除く)に該当する場合、当社の指示に従い、直ちに本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよび本モバイル情報の削除を行わなければならないものとし、

第12条(知的財産権等)

本アプリケーションに関する知的財産権等は、当社またはJCBに帰属します。QUICPayモバイル会員は、本アプリケーションを、本特約で定められた用途以外に使用することはできません。

第13条(免責事項)

1. 当社は、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済サービスを利用したことにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、QUICPayモバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または重過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。
2. 当社は、本規定または本特約に別途定める場合を除き、指定携帯電話および指定携帯電話内に装備されたICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済システムを利用することができない場合といえども、一切の責任を負いません。ただし、本決済システムが利用できない原因が、当社の故意または重過失による本アプリケーションの技術的な欠陥、品質不良等によることが明らかである場合はこの限りではありません。

第14条(適用関係)

本特約に定めのない事項については、全て本規定および本規定が準用する会員規約を準用するものとし、その場合、「本カード」は「本モバイル」と読み替えます。

第15条(特約の改定)

将来、本特約が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPayモバイル会員が本モバイルを利用した場合、当社は、指定本人会員およびQUICPayモバイル会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第16条(電子契約の成立)

1. 本条は、当社所定の電磁的方法により指定携帯電話から本特約を承認の上、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認(以下「電子契約」という)したQUICPayモバイル会員のみ適用があるものとし、
2. 電子契約にあたっては、モバイルID・パスワードが発行されないため本特約に定めるモバイルID・パスワードに関する条項は無効とします。そのうえで、第5条を以下のとおり読み替え、会員規約を準用するものとし、

第5条(会員情報登録)

1. 当社は、QUICPayモバイル会員に対し、QUICPayモバイル会員の指定携帯電話内に装備されたICチップにQUICPayモバイル会員名、QUICPayIDおよび有効期限等(以下「モバイル会員情報」という)を書き込みまたは読み出すためのアプリケーション(以下「本アプリケー

ション」という)をダウンロードする等の準備をしたうえで、当該ICチップにモバイル会員情報を格納(以下「会員情報登録」という)する権利を許諾します。

2. Q U I C P a yモバイル会員は、本決済システムの利用のために使用する予定の自己の指定携帯電話から、当社所定の方法により本アプリケーションをダウンロードする等の準備をしたうえで、当社が付与した親カードのID、パスワード等を入力する等当社所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。」
3. 本特約第8条第2項に定める有効期限の更新に際しては、本条の適用はありません。

※この会員規定に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、カード利用前にカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

(取扱カード会社)
トヨタファイナンス株式会社

2016年7月版